

交通課だより

No. 3

令和8年7月
平戸警察署
交通課
TEL 0950-22-3110

～平戸市にお住まいの皆様へ～

※交通規制（最高速度40キロ毎時）の検討※

現在、全国警察では交通流等の変化に伴い、交通規制の見直しを実施しているところであり、長崎県下においても、随時、交通情勢に合わせた交通規制の見直しを実施しています。

つきまして、紐差町所在の中部中学校入口交差点からJA営農経済センター先にある突き当たりの先三差路交差点までの区間（約1.0km）に、**最高速度40キロ毎時**の交通規制の実施を検討しているところです。

交通規制実施の理由としましては、令和8年9月1日の道路交通法改正により、中央線のない道路の法定速度が最高速度30キロ毎時となることに伴い、同区間について調査した結果、

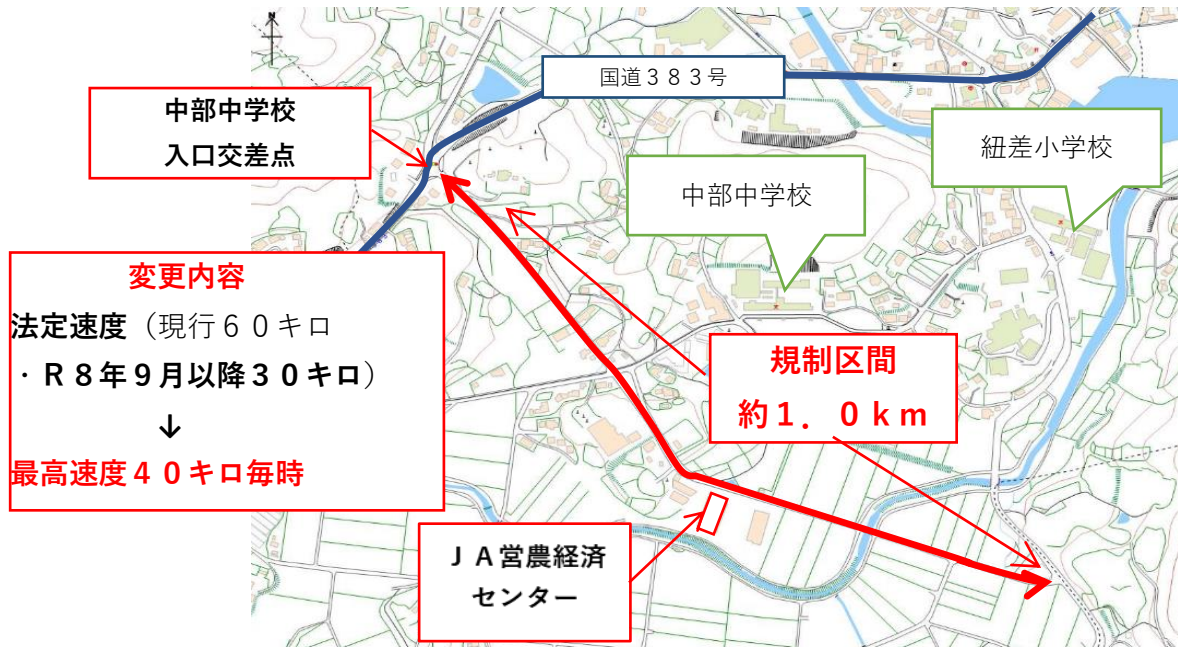
- ・走行車両の速度が概ね40キロ台であったこと
- ・道路両側に路側帯はあるが、歩道の設置がないこと
- ・中部中学校生徒の通行が認められること

などになります。

交通規制の実施について、ご理解ご了承をお願い申し上げます。

実施時期については、令和9年度を予定しております。（詳細未定）

実施する交通規制区間（赤線の区間）



最高速度の交通規制は、あくまで同区間における最高速度を制限したものであり、それ以下の速度で走行することを否定するものではありません。

上記区間を走行される際は、道路状況や天候、歩行者の有無などに即した安全な速度での走行をお願いします。

交通規制に関するご意見・ご要望等は
平戸警察署交通課 TEL0950-22-3110（内線415ほか）
にお知らせください。